

## 自衛官募集相談員委嘱式を開催します

堺市では、自衛隊大阪地方協力本部との共催により、自衛官募集相談員（27 名）への委嘱状の交付式を、以下のとおり行います。

### 1 日時

令和 5 年 7 月 6 日（木）午後 2 時

### 2 場所

堺市役所本館 3 階大会議室（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

### 3 出席者

自衛隊大阪地方協力本部長 深草 貴信

堺市長 永藤 英機 他

### 4 内容

地域における自衛官等の募集情報の提供や志願者の方からの様々な相談への対応など、自衛官募集活動にご尽力いただく市内在住の自衛官募集相談員（任期 2 年）の方々に対し、堺市長及び自衛隊大阪地方協力本部長の連名により、委嘱状の交付を行うもの。

問 い 合 わ せ 先	(委嘱式について) 担 当 課：総務局 行政部 総務課 電 話：072-228-7010 ファックス：072-222-0536
	(委嘱式について) 担 当：自衛隊大阪地方協力本部 募集課計画班 電 話：06-6942-0715 ファックス：06-6942-0975

## 自衛官募集相談員について

## 自衛官募集相談員とは

志願者に関する情報の提供や自衛隊地方協力本部が行う募集の広報に対する支援等を、個人の好意に基づく奉仕活動として実施していただく市民の方々です。

自衛官募集事務を円滑に進めるために、市町村長と地方協力本部長の両者の連名により、募集相談員を委嘱します。

## 【根拠法令】

- (1) 国が本来果たすべき役割に係るものを都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる「第 1 号法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事及び市町村長は、自衛隊法第 97 条第 1 項により、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。
- (3) 自衛隊地方協力本部は、自衛隊法第 29 条第 1 項により、地方における渉外及び広報、自衛官の募集、その他防衛大臣の定める事務を行う。

## 自衛官募集相談員の主な活動内容

- ・地域における募集広報活動（ポスター・看板等の掲示、活動協力者の紹介等の支援）
- ・入隊希望者の紹介や募集対象者情報の提供
- ・入隊予定者や入隊希望者からの相談への対応